

産業廃棄物の種類と換算係数

産業廃棄物の種類	換算係数
(1) 燃え殻	1.14
(2) 汚泥	1.10
(3) 廃油	0.90
(4) 廃酸	1.25
(5) 廃アルカリ	1.13
(6) 廃プラスチック類	0.35
(7) 紙くず	0.30
(8) 木くず	0.55
(9) 繊維くず	0.12
(10) 食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物	1.00
(11) 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物	1.00
(12) ゴムくず	0.52
(13) 金属くず	1.13
(14) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず	1.00
(15) 鉱さい	1.93
(16) 工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
(17) 動物のふん尿	1.00
(18) 動物の死体	1.00
(19) 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる産業廃棄物	1.26
(20) 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

備考

(1)の項から(6)の項までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物とし、(7)の項から(10)の項までおよび(12)の項から(18)の項までに掲げる産業廃棄物の種類はそれぞれ廃棄物処理法施行令第2条第1号から第4号までおよび第5号から第11号までに掲げる産業廃棄物とする。